

事業名	定住自立圏構想の推進			
事業内容 (目的・概要)	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、基幹的施設やネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、圏域全体の生活機能等を確保するために必要不可欠なものの整備であって、事業の要件の全てを満たす事業			
事業主体	県、市町			
採択要件	- 事業の要件 - 地方公共団体が行う地域の活性化を図るために実施する単独事業（※一部の事業については、国庫補助事業も対象） - 住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能 - 施設等を設置する市町の住民に加えて、協定を締結した市町の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。 - 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。 - 対象事業例 中心市及び近隣市町が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、原則として、次の政策分野に係る事業。 - 生活機能の強化（医療、福祉、教育、土地利用及び産業振興分野における連携） - 結びつきやネットワークの強化 - 圏域マネジメント能力の強化			
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	- 圏域全体で必要なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当（充当率90%、交付税算入率30%） - 定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択 - 特別交付税措置 - 包括的財政措置（中心市8,500万円程度、近隣市町村1,800万円） - 外部人材の活用（3年間、700万円上限） - 地域医療（措置率8割、800万円上限）に対する財政措置			
制度創設年度	平成25年度			
関係省庁名	総務省自治行政局地域自立応援課			
最近の実績	三原市：H27.9.28 中心市宣言 庄原市：H28.9.30 庄原市定住自立圏共生ビジョン策定			
問合せ先	地域政策局市町行財政課			
	Tel	082-513-2614	e-mail	chi-renkei@pref.hiroshima.lg.jp